様式第二十二中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（武器等製造法施行規則の一部改正）

第三条　武器等製造法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第三十四条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び様式第十七の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［削る］	（フレキシブルディスクによる手続） **第三十四条**　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第十七のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
	第三条第一項の武器製造事業許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類（同号に掲げる定款を除く。）	様式第十八
	第五条の武器製造許可申請書及び添付書類	様式第十九
	第八条の武器製造事業承継届出書	様式第二十
	第九条第一項の武器種類変更許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類	様式第二十一
	第十一条第一項の特定設備新設等許可申請書及び同条第二項第一号に掲げる添付書類	様式第二十二
	第十二条第一項の保管規程認可申請書及び保管規程	様式第二十三
	第十三条第一項の武器工場等移転許可申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる添付書類	様式第二十四
	第十四条の武器製造事業廃止届出書	様式第二十五

一　第三条第一項の武器製造事業許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類（同号に掲げる定款を除く。）　［新設］

二　第五条の武器製造許可申請書及び添付書類　［新設］

三　第八条の武器製造事業承継届出書　［新設］

四　第九条第一項の武器種類変更許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類　［新設］

五　第十一条第一項の特定設備新設等許可申請書及び同条第二項第一号に掲げる添付書類　［新設］

六　第十二条第一項の保管規程認可申請書及び保管規程　［新設］

七　第十三条第一項の武器工場等移転許可申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる添付書類　［新設］

八　第十四条の武器製造事業廃止届出書　［削る］

（フレキシブルディスクの構造）

第三十五条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ